

砂 川 市 条 例 第 9 号  
令和 5 年 3 月 1 3 日

砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

砂川市国民健康保険条例（昭和34年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項本文中「408,000円」を「488,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。